

中江兆民の国家構想

—『三醉人経綸問答』を中心として—

工藤 豊

はじめに

明治から昭和にかけての歴史家であり政治家であつた竹腰三又（一八六五—一九五〇）は、「明治維新」に対して次のような評価を下している。それは、明治維新という体制転換は、徳川幕府による統治体制瓦解を背景として生じたものであつて、新たな統治体制の理想を実現しようとする革命でもなく、あるいは天皇親政体制といったかつての体制を回復する復古的革命でもなく、「社会自身土崩瓦解せんとする乱世的革命」^{〔1〕}である、というものである。こうした、従来の統治体制（幕藩体制）がすでに歴史的役割を終えていた点を強調する評価それ自体には、アヘン戦争以後に具体化していく海外からの圧力やそうした社会情勢下において勤王論などが持っていたはずの思想的・歴史の意味を軽視するものと読むこともできよう。しかし、たとえば勤王論に対しては、明治維新とは「皇位の崇高、威厳、美麗こそ、却つて大革命の為に發揮せられたる也、勤王は大革命の原因にあらず、却つて国民の活力たる大革命より流出せる結果也」^{〔2〕}として、因果の順序の正しい理解を強調している点からは、幕藩体制に対する信頼低下や意識変化を第一義とする観点の指摘を読み取るべきであろう。

こうした把握からは、明治維新後の国家統治体制としては、あらかじめ天皇親政といった復古体制の形成や共和政などの欧米の統治体制の導入が念頭に置かれて倒幕が実行されていたのではなく、維新という変革後の歴史的・社会的状況の中で結果として国体論などに基づく統治体制が選択され、形成されていったものであるという主張が導きだされる⁽³⁾。その意味で、明治維新後の国家体制に関する構想とは、西欧的共和体制、立憲君主制、専制君主制など様々な統治体制を正当化する思想が各政治勢力によって提示され、比較し、検証されながら現実の統治体制形成へと結びついていったものといえるであろう。

そうした諸構想のうち、復古的体制を指向するものとしては勤王思想及び国体思想に由来する天皇統治体制の主張を挙げることができようが、本稿ではそれらを含めた多様な統治体制の構想の中から、「東洋のルソー」という呼称に示されるように、国民主権に基づく共和制を導いたとされるルソー思想の紹介から始まり、さまざまな啓蒙活動と共に、自身に於いても政治家としての活動を行いながら明治以降の統治体制への発言を継続していた中江兆民における国家統治体制に関する構想を検討したい⁽⁴⁾。

一 中江兆民の生涯

中江兆民（本名篤介あるいは篤助、一八四七—一九〇二）の生涯は、その身分や活動内容などから大きく四期に分けられる⁽⁵⁾。

その第一期は、土佐藩の足軽の家に生まれ、父の死去に伴って十四歳で家督を相続した後、開設された藩校文武館での勉学に従事するようになった時期に始まる。その後一八六五年に長崎に留学し、フランス語などの外国語を学んだのち、一八六七年には江戸に出て勉学を継続するが、フランス公使ロッシユの通訳などを経験したのちに上

方に移り、通訳として活動した時期でもある。したがってこの時期は、語学修行とそれを活かす仕事に従事した時期と把握できよう。当然その最盛期といえるのは、一八七一一七四にかけて岩倉使節団に同行して渡欧し、その後フランスに留学した時期であり、留学を終えて帰国後、私塾仏蘭西学舎の開校や東京外国語学校の校長へ就任した時期にあたる。もっとも校長職は、一八七五年の就任後、教育方針をめぐる対立からか、三ヶ月足らずで辞任している。しかし、その後も一八七七年までは書記官として元老院に勤務し、調査官として憲法草案作成のための資料作成や翻訳・整理などするなど、それまでの学問修行とその成果を、いくつかの分野の公務という形で活かす活動が行われた時期と把握できる。

ついで第二期は、前記した「東洋のルソー」という呼称のもとになるルソーの『社会契約論』を訳出した『民約訳解』(一八八二)⁽⁶⁾や一八八六年に集中して執筆・出版された『理学沿革史』『理学鉤玄』『革命仏朗西二世紀事』など、翻訳及び解説を通じた洋学諸分野の紹介を積極的に行った時期である。そしてこの時期は、一八八一年の「明治十四年の政変」以後の状況を受けて自由民権運動が活発化する時期でもある。そうした政治動向の中で、一八八一年には、西園寺公望らと『東洋自由新聞』を創刊し、さらに翌年には自由党の機関紙である『自由新聞』の主筆となるなど、ジャーナリストとしての活動を開始するとともに、自由民権運動の理論的主柱の一人として活動した時期でもある。そしてこれらの活動中、一八八五年には、条約改正大同団結運動に参加し、その後の一八八七年には農商務大臣後藤正次郎の排斥運動に加担したとして、同年公布の保安条例に基づいて東京追放となっている。そのためいったん上方に渡ることになるが、一八八八年には大阪で『東雲新聞』を発刊し、ジャーナリストとしての活動を継続している。

本稿で対象とする『三酔人経綸問答』(一八八七)が書かれたのもこの時期であり、民権運動家としての活動の

一環として、「国会論」や「選挙人目覚まし」などの政治論の執筆を通じ、具体的・日常的政治活動によってではなく、ジャーナリズムを通じた啓蒙家としての活動が活発に行われていた時期と位置づけることができる。⁸⁵⁾

そして第三期が憲法発布の恩赦により追放解除となった後、第一回帝国議会召集前後において行われた政治運動や、その結果としての大阪四区からの衆議院議員当選後のいわば政治家としての活動が活発化する時期である。

その政治的活動のひとつに民党結成活動がある。その現われとして、一八九一年九月に立憲自由党が結党された際に発刊された機関紙『立憲自由新聞』の主筆就任がある。これは、活動内容としては『自由新聞』主筆就任などに対応する活動であり、同年の『自由平等経緯』の刊行なども含めて、分類すれば従来からのジャーナリストとしての活動の延長線上にあるといえよう。

しかし、もちろんこの時期の実践としては、帝国議会（第一義会）の開設を控えての民党結成や議員当選などの動向との関連を見るべきであり、あくまで政治家としての活動が中心と考えるべきであろう。だが、議会開設という時期を過ぎたのちには、いわゆる自由民権運動は当然衰退期へと向かうことになる。特に、従来からの持論であった、政策決定に関する議会優位の主張が入れられず、運動衰退を象徴する形での民党間の対立や分裂によって政府予算案が可決・成立したことを契機に、翌年二月には議員を辞職し、政治家としての兆民は終わりを告げることになる。⁸⁶⁾ そういう行動内容からすれば、「政治家」としての兆民は、自らの信じる政策実現へ向けて地道な政治活動や政策調整を行う方向性は取りえなかったわけであり、自らの理念あるいは原理的な立場に基づく活動を重視したという点で、理論・理念を重視する立場を取っていたといえよう。

そして第四期は、一般的に想定されている、近代西洋思想を基礎として日本の国家としての在り方を考えていた思想家としての中江兆民、という像からはいささか乖離が見られる、いわば実業家を志す行動がみられた時期であ

る。⁽¹⁰⁾

まず一八九一年に小樽の『北門新報』の主筆として赴任したが、ほぼ一年で社を辞し、札幌で木材とバルブを扱う「北海道山林業」を興している。しかしこの仕事はすぐに失敗に帰し、一八九二年に帰郷した後は、数社の私鉄経営への関与をはじめ、関東地域や関西でさまざまな事業に手を出し、いずれも失敗している。そうした経緯と結果からは、兆民には実業家としての資質は乏しかったという評価が妥当だろう。

この後の兆民の動向は、一八九七年に国民党結成に関与したことで一時的に政治活動を復活させ、また一九〇〇年から翌年にかけて『千代田毎夕新聞』の主筆就任などで国民党同盟会による対外硬運動への同調を示す形で言論活動も復活させるが、その最中に食道ガンで死去するにいたるため、思想的・政治的活動としては低調な時期といえるのではないかと想われる。

以上の形で兆民の生涯を画期すれば、ここで示した第四期が、特に二期、三期と比較した場合に大きく性格が異なることに気がつく。それは、国民同盟会という組織が主張した対外硬の主張の内容は、「支那保全」や「朝鮮扶植」をスローガンとするなど、ロシアの対アジア政策に対抗する対外強硬策というものであった。したがってそれは、以下でみる『三酔人経綸問答』などで肯定的に評価されている主張とは異なるものである。⁽¹¹⁾そこに示される三期から四期にかけての思想動向の変化やその背景については、兆民の思想把握にとって重要な意味を持つが、本稿ではその変化以前の、彼の生涯の前半部分にあたる第二期を中心とした思想内容、すなわち、西欧思想との格闘の中で、日本の国家体制、統治のあり方などについての思想をいかに確立し、示そうとしたかという点を取り上げたい。

この第二期の出発点にあたる『東洋自由新聞』は、稲田政吉を社主、西園寺公望を社長、そして主筆に中江兆民という形で始まった。第一号に掲載された、主筆である兆民の祝詞は次のように始まる。

地ニ墜チテ呱呱ト啼キ嗚々ト泣ク者ハ是レ人乎曰ク否人ノ見ニシテ未ダ人ヲ成サバル者ナリ夫レ其ノ呱呱ト啼キ嗚々ト泣クハ其所思ヲ宣発シテ自ラ知ラザルニ非ズ乎苟モ所思ヲ宣発スルトキハ之ヲ自由権ノ萌芽ト謂フモ不可ナル無キナリ夫レ人ノ見ニシテ未ダ人ヲ成サバル者猶ホ且ツ自由ノ権有リ（…中略…）是ヲ以テ見今欧米諸国号シテ文物旺盛ト称スル者皆民ノ自由ノ権ヲ充張スルコトヲ以テ先務ト為サル莫シ民ノ自由ノ権ヲ充張スル所以其術多端ナリト雖ドモ之ヲ要スルニ二途ヲ出デズ曰ク之ヲ富マシテ自ラ贍スルコトヲ得セシムルナリ曰ク之ヲ教エテ自ラ明ニスルコトヲ得セシムルナリ而シテ民ヲ教養スルノ要ハ国人相ヒ共ニ憲令ヲ著定シ堅守シテ失ハズ有司ヲシテ権ニ藉リ威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコトヲ得セシメザルニ在リ¹²

一読して分かるように、ここで強調されているのは「自由権」の確立と「憲法の制定」を基礎とすべきとする目的設定であり、その後「自主ノ大義ヲ鼓唱シ君民同治ノ制ヲ主張スル」（11・28）ことへと結びつけられている。いわば自由権の哲学的基礎づけを背景として、それを盛り込んだ憲法を制定し、その基礎の上で「君民同治体制」を実現する、といった構想を読み取ることができよう。

本稿で対象とする『三酔人経綸問答』は、「性酷だ酒を嗜み又酷だ政事を論ずることを好む」（8・一七九）南海先生のもとを尋ねた「洋学紳士」と「豪傑」の二人の客と先生との三人で交わされた政治論を記述したことになっている。以下ではまずこの著作が書かれた時代背景を確認したのちに、その主張内容の概略を追ってみたい。

二 明治前期の時代状況と兆民の立場

兆民がフランス留学から帰国したのは一八七四年であるが、その一月には板垣退助ら四人の前参議らを中心に「民撰議院設立建白書」が提出されており、兆民の帰国後の活動開始時期と、建白書に始まる自由民権運動が開始される時期とが重なっている。そこから大日本帝国憲法発布までの各政治勢力によるその後の統治体制に関する議論と構想は多種多様であり、基本的には復古的な天皇親政体制を標榜する構想から、天皇の位置づけに関しても、ドイツ流の専制君主体制や英国流の議會を背景とした立憲君主体制などの西欧流の統治体制導入を想定するものまでかなりの幅を持っている。以下では、右記の「民撰議院設立建白書」以後のいわゆる「自由民権運動」において構想されていた統治体制に関する議論とその内容の中で、兆民の構想がどのような位置にあるかを確認してみたい。

「民撰議院設立建白書」の主張は、正文冒頭の「臣等伏シテ方今政權ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而独有司ニ帰ス」という言葉に示されるように、新政府が天皇中心でも国民中心の体制でもなく「有司」すなわち維新政府の官僚専制体制であることを批判し、その改善のために民選議院を設立し、最終的に「上親近シ、君臣相愛シ、我が帝国ヲ維持振起」することを目的としたものである。

ここから読み取れることは、建白書から始まる自由民権運動の掲げていた政治理念にも、皇国思想に基づいて明治新政府が確立しようとしていた、尊皇論を出発点とする天皇中心主義・皇国思想が存在していたということであり、それは板垣退助による『自由党史』の題言に「維新政府の目的が皇權克復と民權挽回を意義し……尊皇と民權と一にして終に二致なきを見るなり……専ら民權の發達するを以て富強の原資と為すのみならず……進んで國權の擴張、國利の増強を期し」¹³⁾て活動する、との宣言にも明らかである。¹⁴⁾

したがって、維新政府の勢力分布として薩長が有力であり、一方で土肥が相対的に弱体であった関係を考えれば、征韓論をめぐる対立は薩長中心の藩閥体制への抵抗と攻撃の機会と考えられていたことを意味していよう。その抗争に敗れたのちの自由民権運動が土肥勢力を中心に推進されていくのは、右記の対立が継続していることを意味しており、同時に、藩閥体制への批判（有司批判）の点において自由主義的であったといえよう。

こうした思想的前提のもとにある民権運動の経過の中で、本稿で主として対象とする兆民の活動の第二期に含まれる一八八七年には、いわゆる三大事件建白運動がおこっている。これは、当時の条約改正交渉の停滞を背景として、外交上の失策挽回、地租軽減、言論集会の自由という三つのテーマを掲げて、元老院に対して統治内容の改革を迫った建白運動である。そしてこの運動期に兆民自身も直接に、「後藤象二郎の封事」という形、すなわち後藤象二郎の意見書の代筆という体裁のもとで、条約改正の失敗以後の国内体制のあり方や対外関係の方針への批判を行っている。その内容は、条約改正交渉の失敗が「陛下の信用に負き、帝国の対面を汚す」ものであり、維新以後の「中興の大業は、ついに湮滅に帰するに至¹⁶」ったと批判し、同時に一八八四年の甲申政変などに示されるように、「朝鮮の事件に干渉して、清国と競争を試みんとし、ひとたび小事変に逢ふに及び、遽かに自ら沮喪し、朝鮮を放棄して敢て復た與らず。清国の専横跋扈に一任するに至¹⁶れり」とされるような不手際を指摘することで、条約改正の失敗を批判するとともに、維新政府の対アジア外交上の問題点も指摘している。

こうした内容は、執筆時期に関しては、以下に概観する『三酔人経綸問答』執筆期と同時期であり、当然のことながら、欧米と伍して、あるいは清国などのアジアの大国と対等以上の関係を結んでいくことの必要性と、そのための国家体制・統治体制のあり方、そしてそれらをいかに実現していくかについての構想が兆民自身の中で大きな課題として考察されているという点でも同一のテーマのもとで考察されている。したがってそれらは、維新以後採

用・実践された政府によるさまざまな政策や方針がどのように評価され、以後の展望がどのように構想されていたかが問題とされている文書である。その内容を以下では『三酔人経綸問答』の内容を媒介に確認してみたい。

三 『三酔人経綸問答』の構成

『三酔人経綸問答』は、前記した三人の酔人が「経綸」すなわち今後の日本の統治体制やその確立に関して進むべき道について、酒を酌み交わしつつ論じ合う、という構成を持つて執筆されている。その三人とは、理想的民主主義の意義を主張する「洋学紳士」と日本においても帝国主義的政策の不可避性を主張する「豪傑」の二人と、彼らを客として迎えた南海先生を合わせた三人である。南海先生は奇行の多い酒豪と設定されているために、兆民自身を投影した設定のごとく思われるが、主張内容などからは必ずしもそうは断定できない。それは、この著作が両極端に主張内容が分かれる客二人の意見を示した後、南海先生が両者の限界を指摘しつつ、ある意味で両者の中庸の意見を示して終わるかのような内容構成となっているためで、三人のうち、どれが兆民自身の主張にあたるかについて、簡単には断定できない部分が残るからである。そうした把握の妥当性を確認することを含め、以下では三人の主張内容を確認しつつ、憲法制定直前という時期において中江兆民が持っていた、近代日本の国家としてのあり方、および統治体制のあり方についての考えを、著作の展開順序に従いながら確認してみたい。

i 「洋学紳士」の主張

最初に見解を示す洋学紳士は、統治体制としての「民主制」の意義を「君相専擅の制は愚昧にして自ら其過を覺らざる者なり、立憲の制は其過を知りて僅に其半を改むる者なり、民主の制は磊々落落として其胸中半点の塵汚無き者なり」（8・一八一ページ）と讃え、同時にその民主体制の形成に不可欠なものとして「自由」を、物事を醸成

させる「酵母」にたとえて強調する（8・192）。しかし、こうした思想的・理念的背景にのみ文明化の基盤を見るのではなく、日本に比べて文明化の水準に勝るヨーロッパ列強の勢力強大さの背景を、「財貨の殷富なるに由る財貨の殷富なるは學術の精巧なるに由る、……其効力を……工業実地の際に応用」（8・192）し、さらに軍事力増強などにつなげる、いわば経済力の優位性に見出そうとする観点に対しては、學術の進歩が政治思想の交流をもたらし、「自由の旨義頓に百般事業の大目的と成りて……苟も一事業を執る者は、皆肆に己の思想を伸ばし己の意志を達して拘束の患に遭はざることを願ふ……、是時に於て……自由の大氣を流通する時は、……所謂殷富の勢を成すことを得るは亦自然の勢なり」（8・193―194）として、文明化の到達点としての民主制と自由の理念的意義を強調している。

ここに指摘されている専制体制を経て立憲制、民主制と政治体制が展開する趨勢は、「自由」の進展がもたらす學術、文化、農工商の各産業と歩みを共にするものであり、「進むことありて退くこと無」き「世界の大勢」を意味している。これを洋学紳士は「事物の常理」が「進化の一理」に帰するためと指摘している。そしてその理の内容が「不定の形より完全の形に赴き、不粹の態より精粹の態に移るを謂ふ」（8・195）以上、人間の社会についても、まず「有形の腕力」がものを言う無政府状態からの脱却ののち、「君臣の儀」といった紐帯の形成という形での発展をみなければならぬ。その統治体制を示す専制体制からも、「君臣の義」を基盤とした命令に基づく安定が成立する「君相專擅の制」への移行がみられるが、そうした移行の要因は、専制体制下では、人民の君主への依存性などの増大がある場合など、人民の「脳髓の作用漸次に萎靡して五尺の身体唯一個の飯袋子たるに過ぎざる」（8・197―198）政治状況となるために、統治内容が「君の慈愛心」の程度といった恣意的な要素に依存すること体制もまた、限界を持つためである。したがって先進国である欧州各国は次いで「立憲君主の制」へと移ることに

なる。その体制のもとで人民は参政権や財産権、あるいは言論・出版・結社などさまざまな自由の権利を得て、「個々独立の人身」(8・201)を確立することに向かつていく。

しかしこの「立憲制」も「世界の大勢」からすればまだ道半ばに過ぎない。それは「政事的進化の理を推して之を考ふる時は自由の一義は未だ以て制度の美を尽せりと為す可らずして、必ず更に平等の義を獲て始めて大成することを得る」(8・205)からである。この「自由と平等」を実現することで、民主制とは、立憲制から「政事的進化の理に係る第三の境界」(8・207)へと移行する形で実現するのである。

こうした「進化の理」の下にある以上、「民主平等の制を建立し人々の身を人々に還へし城堡を夷げ兵備を撤して、他国に対して殺人犯の意有ること無きを示し、亦他国の此意を挟むこと無きを信じるの意を示し、一国を挙げて道徳の園と為し學術の圃と為」(8・211)すことなどが「天下太平四海慶福」を実現する道とされるのである。

もちろんこうした軍備の放棄に基づく「小国主義」の主張を体现する民主制に対しては、「民主の制は誠に理に合するも実行するに於て甚だ難き者あり、智識既に進み風俗既に完きに非ざれば、民主の制は祇だ以て乱階を為すに足らんのみ」(8・214)という批判が存在しうるし、洋学紳士自身も、欧米のように「進化の理」に基づく発展を見せる諸国においても、「歐洲諸国は既に自由平等博愛の三大理を覚知しながら……何故に極て道徳の義に反し極て経済の理に背きて国財を蠹蝕する數十百万の常備軍を蓄え、浮虚の功名を競ふが為に無辜の民をして相共に屠斬せしむる」(8・181—182)事態にあるかについて疑問を呈してもいる。それ故にこの主張内容は西欧的政治理論が示す理念的正当性の理念的主張をそのまま敷衍して結果を提示しただけという内容に止まる可能性も高い。

しかし、そうした問題の存在にもかかわらず、洋学紳士自身の結論は変わらない。豪傑からの「若し凶暴の国有りて我れの兵備を徹するに乘じ兵を遣はし来たりて襲ふ時は之を如何」という問いに対しては、「若し万分の一

此の如き兇暴国有るに於ては吾儕各々自ら計を為さんのみ、但僕の願ふ所は我衆一兵を持せず一弾を帯びず従容として曰はんのみ、吾儕未だ礼を公等に失ふこと有らず、幸に責らるゝの理有ること無し、吾儕相共に治を施し政を為して争訟すること有ること無し、公等の来りて吾儕の国事を擾すことを願はず、公等速に去りて国に帰れ」(8・二二五)と言うのみ、と答えることになる。

ii 「豪傑」の主張

洋学紳士が、外国からの侵略、あるいは戦争それ自体に対して抗議と忍耐以外の対応を示しえないとしたことに對する豪傑の端的な反論は、何よりもそうした戦争を忌避し、いわば無防備の小国主義をよしとする「書に筆す可くして之を事に施す可ら」(8・二二四)ざる主張の否定という形で行われることになる。

彼の主張は「抑も戦争の事たる、学士家の理論よりして言ふ時は如何に厭忌す可きも事の実際に於て畢竟避く可らざるの勢なり、且つ勝つことを好みて負くることを惡むは動物の至情なり」(8・二二七)と、戦争を忌避する行為を動物としての人間の本性から否定し、戦争回避の主張自体を、人間が持つ競争において勝利を求めるとする本性を指摘することで机上の空論と見なす。したがって「争は人の怒なり、戦は国の怒なり、争ふこと能はざる者は懦夫なり戦ふこと能はざる者弱国なり、人若し争は悪徳なり戦は末節なりと曰はゞ僕は對へて曰はんとす、人の現に悪徳有る事を奈何せん国の現に末節に徇ふことを奈何せん、事の実際を奈何せん」(8・二二八―九)という批判が洋学紳士の主張に対してなされることになる。

ここで豪傑が想定している「事の実際」とは、英仏独露などのヨーロッパ列強がアジアを含む世界の諸地域に勢力を伸ばそうと軍備増強に努めている状況を意味する。したがって、それらの国の軍事行使が「轟然として迸裂する時は、千百万の兵卒は歐洲の野を蹂躪し百千艘の鬪艦は亞細亞の海を攪破せんとす、是時に於て区々として自由

平等の義を唱へ四海兄弟の情を述ぶるが如きは真に陸秀夫の論語なる哉」(8・二三〇) という把握に結びつくことになる。

しかし、豪傑の場合も一九世紀末の時期の日本が保持している「現実」を、そうした欧米列強の軍備状況に対抗できるものと把握しているわけではない。すなわち「彼れ百万の兵有りて我兵十万に過ぎず彼れ千百の艦有りて我艦数十に踰へざるに於ては、日々に錬習を事として其の精鋭を極むるも要するに兇戯に等きのみ、要するに一時目を怡ばすの觀に過ぎざるのみ」(8・二三三) という戦力の大きな格差の存在が実情である以上、現状に於いて列強に実力で対抗しようとするのは「愚に非れば狂」にすぎない。それゆえに列強に伍していくためには、「邦を大にし邦を富し兵を増し艦を多くするの策」(8・二三四)を講じる必要がある。豪傑はそれを、「甚だ博大なり甚だ富実なり而して甚だ劣弱」(8・二三四)であるために「極めて肥腴なる一大牲牛」であると位置づけられる「一大邦」に対する政策で示そうとする。

「天の衆小邦に餌して其腹を肥さしむる」(8・二三四) ために目の前に生贄として奉げられている前近代的・非文明的大国の領土の三分の一ほども得られれば、「我既に一大邦を奄有し、土広く民衆く兵強く艦堅く、益々農を勧め益々商を通じ益々工を恵み益々政令を修むるに於ては、我官家は財益々殷富にして此を以て彼の欧米文明の効力を……買取るに於ては、彼英仏魯独の悍強なるも復た何ぞ我を侮ることを得ん哉」(8・二三六) というかたちで、対外進出によって、文明化とともに、兵員および軍備の増強も容易であり、一挙に大国と並び立つことが可能となることが示唆されている。

こうした指摘は端的に言つて欧州列強とおなじ帝国主義的植民地政策推進策であるが、豪傑にとつては、それは単なる利権ねらいの対外拡張政策という意味を持つだけではない。彼は国内の現状を次のように把握する。

一般に文明後進国が先進国に追いつこうとする時、多くの変革を実行する必要があるが、その際「国人中必ず旧を恋ふの念と新を好むの念二者發生して、反対の觀を呈するに至るは勢の自然」(8・二三八)となる。更に問題なのは、そうした対立が一般に想定されるように、年代・世代や出身地域などに帰せられる場合だけではなく、官民や文化、産業の各分野を問わず存在していることである。

「遅れて文明の途に上りて一旦改革の運に際したる邦国に在ては、此二元素(恋旧と好新：筆者) 広く朝野に被り遍く官民に及び、隠然として挙国人心の中に潜行默発して到る処互に其力を角し交々捷利を競ひ、宰相大臣の間に在ては宰相大臣を乖隔し百僚の間に在ては百僚を乖隔し……」(8・二四一)といった形で、いたるところで対立を持続させていることが問題となる。

更に豪傑は、在野において自由民権運動に参加し、改革の道を主張する者たちの間でも同様の対立があることを指摘し、批判する。その批判は特に旧自由党に属していた者たちを対象とするものであるが、彼らは「理論を貴び腕力を賤み、産業を先にし武備を後にし道德法律の説を鑽研し經濟の利を窮究し、平居文人学士を以て自ら任じて武夫豪傑の流叱咤慷慨の態は其痛く擯斥する所なり」(8・二四三)と性格づけられる。一方改進黨所属者に典型的な性格とは、「自由を認て豪縦不羈の行と為し平等を認て鏗刃破滅の業と為し悲壯慷慨して自ら喜び、法律学の佶屈なる經濟学の縝密なるが如きは其深く喜ばざる所なり」(8・二四三)となる。

こうした民権派のあり方は、かつて武士として君臨していた時期を懐かしんでいたところに「民権自由の説海外より至るに及び、彼輩は則ち翕然として之に嚮住し所在相ひ共に結聚して党幟を翻へし曩日の武夫一変して儼然文明の政事家」になったに過ぎず、「適々民権自由の説を聴き其中に於て一種果敢剛銳の態有るを見て喜びて以爲へらく……彼輩ただ改革を好む、旧を棄て、新を謀ることを好むに非ざるなり、唯専ら改革することを好む」

(8・二四四) ものに過ぎない。そこに示される「恋旧元素」であることを背景とする急進主義的・破壊主義的変革の方向は豪傑の最も批判する対象となる。そうした「癌種」の除去方法を問われた豪傑は、端的に、名前を忘れた某大邦(中国：筆者)に「之を駆りて戦に赴かしむ」ことを主張する。そうした対外侵略が成功すれば其の成果として得られた経済力をもとに軍備増強を含めた「文明化」に成功するし、失敗したとしても「国のために癌種を割去るの効果は必ず得可き」(8・二四九)だからである。

こうした、対外侵略政策によるいわゆる守旧派の国内からの一掃と日本国内の政治的近代化の「一挙兩得」が豪傑の言を借りて兆民が示す国内政治勢力への批判の内容となる¹⁷⁾。

iii 南海先生の主張

以上の洋学紳士と豪傑の二人の主張を聞き取った南海先生は、自らの主張を述べるに当たり、まず二人の主張のいずれにも与せず、両者の主張への批判的検討を行う。その内容は、まず、洋学紳士の主張が全国民の思想的実践的一致なしには実現不可能な「未だ世に顕はれざる爛燦たる思想的の慶雲」(8・二五六)にすぎないことの指摘である。

それは、洋学紳士の拠って立つ「政治的進化の理」が、その「行路は迂曲羊腸にして、或は登り或は降り或は左し或は右し……決して吾儕人類の幾何学に定めたる直線に循ふ者に非ず」(8・二五七)という性格を持ち、同時に「其時と其地とに於て必ず行ふことを得可らざる所を行はんと欲する」(8・二五九)傾向を持つことによる。したがって、先生は紳士に対して、「君の言ふ所は今の時に於て斯地に於て必ず行ふことを得可き所と為さん乎、將た必ず行ふことを得可らざる所と為さん乎」(8・二五九)と問うことになる。それを熟慮せずに民主制に移行する改革を説くことは、「専制より出で、一蹴して民主に入るが如きは決して次序に非ざる」(8・二六一)ことの強行に過ぎない

い。これは、新しい制度や政策を持つ社会を建設しようとする際に、「其思想を人々の脳髓中に入れて過去の思想と為さざる可らず」であるにもかかわらず、「未だ調製せざるの丹青を以て将来の画を現在の紙に描かんと欲する」(8・二六二—三) ようなものであり、行つてはならないものである。¹⁸⁾

そしてこの前提となる「民権」のあり方の区別の定義は有名である。

世の所謂民権なる者は自ら二種有り、英仏の民権は恢復的の民権なり、下より進みて之を取りし者なり、世又一種恩賜的の民権と称す可き者有り、上より恵みて之を与ふる者なり、……若し恩賜的の民権を得て直に變じて恢復的の民権と為さんと欲するが如きは豈事理の序ならん哉、(…中略…)

縦令ひ恩賜的民権の量如何に寡少なるも其本質は恢復的民権と少も異ならざるが故に、吾儕人民たる者善く護持し善く珍重し道德の元氣と學術の滋液とを以て之を養ふときは、時勢益々進み世運益々移るに及び漸次に肥腴と成り長大と成りて、彼の恢復的の民権と肩を並ぶるに至るはまさに進化の理なり (8・二六一—二)

ここでの南海先生の主張は、民主制の実現の仕方について「恢復的」と「恩賜的」とを分け、ありうべき民主制の実現過程を「吾儕人民」のあり方の変化と進化の中で考えるべきことを示唆した内容となっている。

その意味でこの前後で強調されているのは、「恩賜的民権」の形で登場した日本の民主制のあり方を、學術の發展や國民の道德の涵養によって時勢を得た「恢復的民権」にまで進化させることの努力の必要性であろう。そして、二つの民権のあり方を比較するならば、洋学紳士の強調していた「進化の理」との関連からも、「恩寵的」から「恢復的」への移行がその理に適っているものであり、その限りにおいては当時の日本に於いて「恢復的民権」はいまだ

実現されていない以上、「恩賜的」から始まることも法則に適っていることになるのである。引用文後段の「恩賜的民権」への肯定的言辞は、「人々の脳髓は過去思想の貯蓄なり、社会の事業は過去思想の発出なり、其故に若し新事業を建立せんと欲するときは一たび其思想を人々の脳髓中に入れて過去の思想と為ざる可らず」（8・二六二）という指摘からも、理論・思想の熟成と現実との因果関係を指摘する観点から、未だ社会に根を下ろしていない「恢復的民権」への疑問を示しているものとして捉えるべきであろう。

以上を洋学紳士への批判的検討とすると、豪傑へのそれは、「大に外征の兵を興し他邦を割取り版図を拡廓し歐洲の擾乱に乗じて巨利を収めんと欲す」（8・二六四）る主張に対するものとなる。こうした考えが持つ問題点は、それが洋学紳士の主張する民主制実現と同様な欠陥を持つものであり、古昔の俊傑がかつて成し遂げたものの、現在では実現不可能な「政事的の幻戯」（8・二五七）にすぎないという点にある。

こうした、南海先生によって「思想的の慶雲」と「政事的の幻戯」と称される二人の極論が生じるのは「歐洲諸国の形勢に於て過慮する所有るが故」（8・二六四）の結果であると指摘される。したがって豪傑の主張に対しても次のような指摘がなされる。まず指摘されるのは、「万国講和の論は未だ実行す可らずと雖も、諸国交際の間道德の旨義は漸く其区域を広めて腕力の旨義は漸く其封境を狭むることは是れ自然の勢にして、紳士君の所謂進化神の行路なり……蓋し諸国皆其外交の策に至りては専ら腕力を尚びて道德を尚ばざるが如しと雖も、未だ世人の想像するが如く甚きには非ざるなり」（8・二六五）という状況である。そして、もし列強のうち一カ国が他の国よりも強大であれば「専ら腕力に任せ恣睢猖獗して少も万国公法を顧みざる可きも、今は然らずして……強弱の勢大抵相當るが故に彼れ皆已むことを得ずして幾分か公法を守らざるを得ず、是れ衆小邦の頼りて以て吞併の患を免る、所なり」（8・二六五—六）として、とびぬけた強国の不存在と国家関係の複雑さを背景に、単純な侵略的強硬政策が採用で

きる状況とはいえないがゆえに、「諸国均勢の義」や「万国公法の約」の抑止的作用を認識する必要性が存在することを強調している。

こうした認識に立てば、豪傑の主張に対しては次のような批評が示されることになる。

所謂大邦若し果て亜細亜に在るときは、是れ宜しく相共に結で兄弟国と為り緩急相救ふて以て各々自ら援ふ可きなり、妄りに干戈を動かし軽く隣敵を挑し、無辜の民をして命を弾丸に殞さしむるが如きは尤も計に非ざるなり、若夫れ支那国の如きは……亜細亜の小邦たる者は当に之と好を敦くし交を固くし務めて怨を相嫁すること無きことを求む可きなり、国家益々土産を増殖し貨物を殷阜にするに及では、支那国土の博大なる人民の蕃庶なる実に我れの一大販路にして混々尽ること無き利源なり、是に慮らずして一時国体を張るの念に徇ひ瑣碎の違言を名として徒に争競を騰るが如きは、僕尤も其非計を見るなり（八・二六七—八）

南海先生によれば、そもそも戦争とは「互に戦を好むが為にして然るに非ずして正に戦を畏る、が為」（八・二六九）と理解される。すなわち、相手が自分を攻撃するという強迫観念を持ち合う「神経病」を相互に持ち合うことが戦争を引き起こすのであり、それゆえに「其一邦神経病無きときは大抵戦に至ること無く、すなわち戦争に至るも其邦の戦略必ず防禦を主として余裕有り義名有ることを得て、文明の春秋経に於て必ず貶譏を受けること無きなり」（八・二六九）¹⁹と言い得るのである。そのうえで豪傑の主張する対中国・対外進出政策に対しては、右の引用のように否定的となり、さらに中国に対しては明確に兄弟国として協力して列強の進出に対応することを主張する。

このように、南海先生は洋学紳士と豪傑のいずれの主張にも彼らの「過慮」を指摘することで、彼らの意見に同

調することはなかった。そのため、改めて二人から日本の将来の経綸について問われ、先生は次のように答えている。

唯立憲の制を設け、上は皇上の尊榮を張り下は万民の福祉を増し上下両議院を置き、上院議士は貴族を以て之に充て、世々相承けしめ下院議士は選挙法を用いて之を取る是のみ、若夫れ詳細の規條は欧米諸国現行の憲法に就いて其採る可きを取らんのみ」(8・二七〇—一)

そして外交関係や国民の権利その他については、「務めて好和を主とし、国体を毀損するに至らざるよりは決て威を張り武を宣ぶることを為すこと無く、言論、出版、諸種の規條は漸次に是を寛にし、教育の務工商の業は漸次に之を張る等なり」(8・二七二)と答えることになる。²⁰⁾

訪問客二人にこの答えの内容を「児童走卒」すらも知ることと笑われた先生は、「平時閑話の題目に在ては或は奇を闘はし怪を競ふて一時の笑柄と為すも固より妨無きも、邦家百年の大計を論ずるに至ては豈専ら奇を標し新を掲げて以て快と為すことを得んや」(8・二七二)として、自己弁護の体を為しつつ、日本の現状の中で言い得ることを述べて終わるのである。²¹⁾

三 結論にかえて

本稿で対象とした『三酔人経綸問答』では、これまでに概観した統治体制や外交政策に関する叙述のほかに、本来「経綸」の内容に含まれるはずの経済的側面についても、ヨーロッパ諸国の財政・経済状況との関連から領土拡大後の経済的利害関係などについても触れ、²²⁾ 経済・軍事などのあり方についても考察している。しかし三人が語る

内容の中心は、ヨーロッパ列強の帝国主義的政策が苛烈に推進されている国際状況の中で、それらの国にはるかに遅れて文明化、近代化の途についた弱小国日本の自立と発展の道がいかなる形で可能かを考察したものであるといえる。その観点から、三人の語りを通じて、執筆当時兆民が持っていた考えを特定すべきではあるが、三人の主張に幅があるために、それを特定することは困難である。

ただ、憲法制定と議会開設の直前にあたるこの時期に、兆民は前記したように大阪で『東雲新聞』を発刊し、『三酔人経綸問答』と同様のテーマについて言論活動を行っている。例えば一八八八年五月一六—一八日にかけては「土著兵論」と題して軍備のあり方を論じ、常備軍を慈雨禹実・拡大する際の財政問題や、徴兵制が生み出す国民（平民）にとつての不平等などを論拠として「兵備は未だ解く可らず而して兵備を保存して而して平民平等の義に務めて隣接し経済の旨に務めて近比せんとせば如何す可きやと論じ来るときは常備軍を廃して土著兵を置くの外吾等必ず他に方策無きを信ずるなり」（11・一四六）と主張している。

こうした軍備縮小といわゆる専守防衛につながるような主張は、三人の主張の中では洋学紳士のそれに近いと理解できる。そしてこの主張は、南海先生の「外交の良策は、世界孰れの国を論ぜず与に和好を敦くし万已むことを得ざるに及ては防御の戦略を守り、懸軍出征の労費を避けて務て民の為めに肩を紓ぶることは是なり」（8・二七〇）という主張にもつながりうる。だとすれば、少なくとも豪傑の主張する他国への侵略などの「外交政策」は兆民にとつては批判の対象となるものであったといえよう。

以上のように考えた場合、『三酔人経綸問答』の異色の構成は、日本の文明化への課題として、政治制度や外交政策などの政治的課題について、形式上、「文明化」の基盤となる根本理念を洋学紳士に、そして豪傑には既存の文明国としての列強に伍するための政策・手段を語らせ、さらに南海先生にはそのいずれにも与しないが、両者の

落差を埋めるための不断の努力を語らせたものと理解できる。

洋学紳士と豪傑の主張に関する南海先生の評価は、先に見たように、紳士の主張に関しては「未だ世に顕はれざる爛熳たる思想的の慶雲」であるのに対して、豪傑の主張が過去において存在したことをそのまま持ち出す「政事的の幻戯」と評価されている。しかし両者の主張の要素はそれぞれ南海先生の主張の中にも垣間見え、さらにいえば同時期の『東雲新聞』などの論説内容にも存在する。そして洋学紳士の主張が「慶雲」としての理念的内容を持つ以上、そして、それを先に引用したように、進化の神が憎む「其時と其地とに於て必ず行ふことを得可らざる所を行はん」（8・二五九）としないために、政治的理念の実現に向けての、あるいは「恩寵的民権」を「恢復的民権」へと展開させていくための努力の行程とその必要性こそが彼らの問答を記す中で兆民が示そうとしたものではなかったかと思われる。

現実的にはこの後、国会開設という一大事件を控えて、兆民自身が実践していく具体的な「努力」には、たとえば民権諸派の大同団結のための全国有志大懇親会（一八九二）以後にみられる政治活動などが挙げられる。そしてそこには、明治憲法が設定することになる「恩寵的民権」の内容への批判がさらに拍車をかけていくと思われるが、そうした政治的実践と、兆民の政治思想との関連の解明が今後の問題となる。

注

(1) 竹腰興三郎『新日本史』（『明治史論集』）明治文学全集77、筑摩書房、一九六五、一三九ページ。

(2) 竹腰、前掲書、一四一ページ。

(3) 例えば後述するように『三酔人経綸問答』の中の洋学紳士の主張のように文化的道義国家の形成を通じて軍備の全廢の主張に至る主張や、「明治十四年の政変」（一八八一）前後から主張・検討されていたといわれるが、一八八三年十二月に出

版された『通俗無上政法論』の中には、植木枝盛の主張として世界連邦における憲法にあたる「宇内無上憲法」なるもの構想が語られているなど、現代に通じ、あるいは現代においても実現していない内容の主張が見て取れる。こうした天皇親政体制から世界連邦を想定しているかのような構想まで多種多様な構想が示されたのは、明治維新という「革命」が特定の統治体制の実現を前提としているかのような表れといえよう。同時に、政権が実現を目指す目的についても、その後「条約改正」などを通じて明確になる対外的自立および中央集権的近代国家の成立や、いわゆる「富国強兵策」の「富国」部分によって目指されることになる経済立国への道、そして「強兵」という目的をいかに実現するかなども「倒幕」が明確になった時期に示されていたわけではない。維新段階で明確に示されていたのは「五箇条の誓文」などに示された「方針」のみであり、そこから一定の明確な統治体制のあり方などを読み取ることは困難である。そしてそれは、一八七一年の廃藩置県により、軍事的・財政的に中央集権化を達成した明治政府においても定まっておらず、そこに存在する方向性の混乱が、「明治十四年の政変」へとつながったといえるであろう。

(4) 同じ西欧的政治思想の紹介や啓蒙に関していえば、英国的立憲君主制の思想と理論紹介の立場から国家統治体制の検討に取り組んだ者に、福澤諭吉（およびその影響下にあつたとされる大隈重信）などがあげられる。福澤に関する捉え方に関しては、拙著「明治初期の政体構想―福澤諭吉の国体観と政体構想を中心として」（『仏教経済研究』駒澤大学仏教経済研究所、四二号、二〇一三年）を参照されたい。

(5) 井上清「兆民と自由民権運動」（桑原武夫編『中江兆民の研究』岩波書店、一九六六、小林瑞乃『中江兆民の国家構想』明石書店、二〇〇八）参照。ただし、前者では本稿における第四期を二つに分けて全体で五期としている。また、後者は四期に分けているが、それと本稿での分け方は若干異なっている。

(6) ルソーの『社会契約論』の訳出である『民約訳解』については、発表自体は一八八二年に兆民主宰の仏学塾から発行された『政理叢談』への連載（漢訳と解説）の形で行われ始めているが、訳出自体は一八七四年の帰国後、十月ころまでにかな混じり体の文体による訳出がすでに終わっている。そして、その内容は、発刊内容と同じく政治的原理の考察を主とした第二編六章までの理論部分と分類できる部分である。このように、兆民は自らの仏学塾を母体として、恐らくは塾生らと共に西洋理学の紹介を実行しており、それらを通じてのルソーの思想紹介などの内容は、民権運動家にも影響していたと思われる。特に「蓋し自主の権は、天の以て人に与うるところなり。故に人たるの道、自ら其の生を図るより重きはなし」（『中江兆民全集1』、『民約訳解』、一四〇―一四一ページ）といった自然権的自由権の主張をもとにした理論化の試みの影響などが指摘できよう。

(7) したがって、ジャーナリズム界での動きとしては、一八八一年の『東洋自由新聞』を西園寺公望らと創刊しその主筆となっているほうが時期的には早い、この新聞はすぐに廃刊になっているため、「新聞」分野での本格的な活動は『自由新聞』以後であるといえよう。

(8) 『中江兆民全集』(岩波書店)への収録内容を概観すればすぐにわかるが、全巻の半数以上にわたる一〜九巻は、西欧の書物の翻訳と内容解説を収録したものであり、その対象となっている分野は「理学」―「哲学」を中心とした学問・思想の紹介となっている。そしてこの学問の紹介などの業績に関する社会的な受容の程度は必ずしも高くはない。さらにそうした学問的業績と新聞などを通じて行われている時論の内容とは必ずしも理論的内容に関して的確な対応を見せているとはいえない。しかし、形として残された業績の内容からすれば、この第二期と設定できる時期に行われたものが兆民の思想的基盤を形成したのであり、それ以後の兆民の活動の基本となっていることは否めない。

(9) 帝国議会による予算審議をめぐり、予算修正(削減)をめぐる議会で政府との対立および議決に関する憲法解釈の対立をめぐり、一八九一年一月の大江卓ら三名の立憲自由党脱党と、翌月の片岡健吉ら二〇数名による、議会の議決に先立つ政府の同意を求める議決に対する賛成への転換が起こっている。そうした政策転換と脱党に現れる立憲自由党の分裂に対し、抗議の意を表す形で辞職したものである。

(10) こうした転進は、民党の統一戦線形成を主張する言論人としての兆民がそうした政治的活動を少なくとも低下させることを意味するために、政府側にとっては好都合であったと思われる、日清戦争へと動いていく当時の動向の中で、兆民に期待する層からは失望の対象となっていたことは確実であると思われる。

(11) 言うまでもなく国民同盟会は、日本をめぐる国際状況を危機的状況と把握し、国家の自主独立を実現するために対外強硬策(対外硬)を主張しており、『三酔人経綸問答』でいえば「豪傑」の主張内容に示されるものである。後述する三大建白書での主張にみられるように、政府の対外政策への批判的主張は持つていたといえる以上、そうした同盟会への参加は、兆民自身の選択としてそうした対外強硬策を肯定していたとも理解できるものである。

(12) 『中江兆民全集』(岩波書店、一九八四、二一七―二二七ページ。なお、本文における全集版からの引用は、以下では本文中のカッコ内に巻数とページ数のみを挿入する形で示す。

(13) 板垣退助『自由党史 上』(岩波書店、一九五七、三二―三二二ページ。また、『自由党史 中』(岩波書店、一九五八、一一六―一九七ページ等も参照。

(14) こうした皇国思想及びそのものとなっている国学などに対する兆民自身の評価は、「我日本古より今に至る迄哲学無し、

本居篤胤の徒は古陵を探り、古辞を修むる一種の考古家に過ぎず……仁齋徂徠の徒、経説に就き新意を出せしことあるも、要、経学者たるのみ……純然たる哲学に非ず、近日は加藤某、井上某、自ら標榜して哲學家と為し、世人も亦或は之を許すと雖も……哲学者と称するには足らず」(『中江兆民全集10』「一年有半」岩波書店、一九八三、一五五ページ)と述べ、端的な天皇中心主義・国体思想に結びつく思想に対しては、違和感を持っていると理解できる。

(15) 『自由党史 下』(三大事件建白書) 岩波書店、一九五八、三二九ページ。

(16) 前掲書、三二二ページ。

(17) こうした批判内容は特に当時の自由党急進派などの主張と動向を対象としたものといえようが、その際に比較対象されていえるのが、特にフランス革命期における急進派の動向である。さらに兆民自身が経験したフランスが、パリ・コミューン(一八七一年三月一八日～五月二八日)の経験を経たのちの時期であることを考え合わせると、この時期の兆民には保守と革新、急進と穏健などの両派の対立が社会的不安定さを生み出す元凶となることの認識があったことが指摘できよう。

(18) ここで兆民は、進化論の前提として、世界各地の現状がそれぞれの地域の「進化」の結果を示しているのであり、そうした多様性こそ進化論の肝要な点であることを指摘し、トルコやペルシヤなどの国で民主制が導入される場合の混乱を示唆することで、急進的民主化論への疑問を提示している。(8・二五九―六一参照)

(19) こうした部分のみを見れば、南海先生の主張は非武装論とも読み取れる。しかし、外国が攻めてきたときの対応を問われて「唯力を竭して抗禦」(8・二六七)することを肯定し、そのための日頃からの防守のための訓練も肯定していることを考えれば、単なる非武装主義と理解するのは困難である。

(20) しかし同時に、「国体を毀損するに至らざるよりは決して威を張り武を宣ぶることを為すこと無く」(8・二七二) などのような留保も考ええると、軍備の内実、その行使の条件などについては、未だ明確とはいえない部分も残る。

(21) もっとも、先生の場合、客二人の主張の後に自らの意見を語ろうとする際に「僕の言少く諧謔に涉れり」(8・二六〇) 等と断つてからの発言の体裁をとっている。その点からは、二人の期待外れを示して二度と訪問しない、といった反応、換言すれば読者の反応はあらかじめ織り込まれていたといえよう。

(22) 全集8・二一〇以下などを参照。